

答 申 第 9 7 号
平成 17 年 10 月 28 日

神 戸 市 長
矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会
会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成 16 年 1 月 28 日付神保保地第 1641 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「施術所開設届出事項変更届（平成 15 年 9 月 30 日受付分）」及び「報告書（平成 15 年 10 月 17 日受付分）」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

「 施術所開設届出事項変更届、 報告書」

についての部分公開決定において、施術者氏名を非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例に基づいて、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「神戸市北区施術所 が、施術者 16 名を保健所に免許を提出してるが、その名前のわかるもの 15 年 10 月 24 日現在。名前以外のものは一切必要ありません。」

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、

施術所開設届出事項変更届(平成 15 年 9 月 30 日受付分)(以下「第 1 文書」という。)

報告書(平成 15 年 10 月 17 日受付分)(以下「第 2 文書」という。)

を特定し、一部非公開とする部分公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。

(3) これに対し、申立人は本件決定を取り消し、非公開部分のうち、従事する施術者氏名の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 16 年 1 月 16 日付の異議申立書(以下「申立書」という。)、平成 16 年 3 月 16 日付の意見書及び平成 17 年 9 月 12 日における意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

マッサージ師の資格は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律によって個人に与えられた資格であり、定められた身分である。その資格を他人に使用させてはならない。その疑いがあれば、法律に基づいて行政の責任において処罰されなければならない。

申立人等の関係団体は、兵庫県内における無資格者による類似行為をなくし、無資格者を雇用する経営姿勢を正すために活動をしている。監督行政機関においても無資格者の施術行為等情報が多数寄せられていることに鑑み、平成 14 年 5 月 15 日付で神戸市保健所長より関係施術者に対して、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律または柔道整復師法に基づく施術業務について」と表して、無資格施術者、無資格者雇用者に対する処罰の対象になることの通達が出されている。

北区の施術所 は、無資格の施術従事者を含む 28 名を行政指導のもとに平成 15 年 10 月 17 日 15 名の業務に従事する施術者の届けが提出された。その後、今日に至っても

当施術所は、無資格者を多数雇用し続けている。併せて先に提出された氏名に他人の名を使用している疑いがある。しかるに、神戸市保健所に届け出ている施術従事者の氏名を開示することは無資格者を雇用している経営者の姿勢を正し、健全な業環境を育成することになる。

係る公文書公開請求について、本来監督行政の窓口である神戸市保健所の責任で開示して無資格施術者をなくし、その雇用主の責任を法に照らして処する責任は行政にあり、開示しないことは、あん摩師等法違反行為を許すことになる。

「従事する施術者の氏名」が個人の勤務先の情報であることを非公開の理由としたことは、既に氏名は施術所における雇用関係において公となっていることで何ら個人情報には当たらない。

申立人は、保健所の指導で届出された 16 名の氏名のみを開示を求めているもので、氏名のみを開示では個人の権利、利益を侵害することには当たらない。

以上の理由により、神戸市保健所が管理している に従事する施術者氏名を非公開にしたことは正当ではない。

よって、非公開部分である従事する施術者名のみを速やかに公開することを求める。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 16 年 2 月 20 日付の非公開理由説明書、平成 17 年 8 月 30 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

第 1 文書は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 9 条の 2 第 1 項に基づき、現在の施術所開設届出事項に変更があった場合に提出される届出書類である。「開設者の氏名」、「施術所の名称・所在地」、「変更年月日」、「変更する事項」、「所有する免許の種類」は公開したが、「開設者住所」、「開設者携帯番号」、「開設者自宅電話番号」、「従事する施術者氏名」、「免許証交付年月日」、「免許証番号」、「従事する施術者生年月日」は個人に関する情報であり、公にしないことが正当であると判断して非公開とした。

第 2 文書は、同法律の規定に基づき、開設者に対して、従業員の雇用状況の現状について報告を求め、施術所開設者から保健所長あて提出されたものであるが、報告書の中の「従事する施術者氏名」を第 1 文書と同様に非公開とした。

「従事する施術者氏名」は、個人の勤務先に関する情報であり公にしないことが正当である。また、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律においては、施術所内に施術者氏名の掲示は義務づけられていない。したがって、法令の規定により、または慣行として公にされている情報には該当しない。

以上から、「従事する施術者氏名」は、条例第 10 条第 1 号アに該当すると判断した。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

実施機関は、条例第 10 条第 1 号アに該当するとして、第 1 文書については「開設者住所」、「開設者携帯電話番号」、「開設者自宅電話番号」、「従事する施術者氏名」、「免許証交付年月日」、「免許証番号」、「従事する施術者生年月日等」を非公開とし、第 2 文書については「従事する施術者氏名」を非公開とした。

第 1 文書及び第 2 文書の非公開部分のうち争点となっているのは、申立人の平成 15 年 11 月 5 日付の請求書、平成 16 年 1 月 16 日付の異議申立書及び平成 17 年 9 月 12 日に聴取した申立人の意見から、「従事する施術者氏名」の非公開決定であり、その余の非公開部分には争いがないことが認められる。したがって、以下「従事する施術者氏名」(以下「本件情報」という。)の条例第 10 条第 1 号アの該当性について検討する。

(2) 本件情報の条例第 10 条第 1 号アの該当性について

第 1 文書及び第 2 文書は、北区の施術所 の代表者があん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づいて、保健所に提出した施術所開設届出事項変更届及び報告書であり、本件情報を公にすれば、個人の職業もしくは勤務場所が明らかになるといえる。

個人の職業もしくは勤務場所に関する情報は、特別の事情がない限り、通常、他には知られたくない情報であると考えられる。

あん摩マッサージ指圧師の氏名については、医師の氏名であれば医療法第 14 条の 2 の規定に基づき、院内に掲示することが義務付けられているのに対して、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律においては、施術者の氏名を掲示することまでは義務づけられておらず、施術者の氏名を公にすべき特別の事情は認められない。

したがって、本件情報は条例第 10 条第 1 号アでいう「公にしないことが正当であると認められるもの」に該当するとして、非公開とした決定は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 16 年 1 月 28 日	-	* 諮問書を受理
平成 16 年 2 月 20 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 16 年 3 月 16 日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成 16 年 4 月 9 日	第 168 回審査会	* 審議
平成 16 年 6 月 8 日	第 169 回審査会	* 審議
平成 17 年 1 月 25 日	第 176 回審査会	* 審議
平成 17 年 4 月 5 日	第 178 回審査会	* 審議
平成 17 年 7 月 19 日	第 180 回審査会	* 審議
平成 17 年 8 月 30 日	第 182 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 審議
平成 17 年 9 月 12 日	第 183 回審査会	* 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成 17 年 9 月 27 日	第 184 回審査会	* 審議
平成 17 年 10 月 14 日	第 185 回審査会	* 審議